

受験生・保護者のみなさまへ

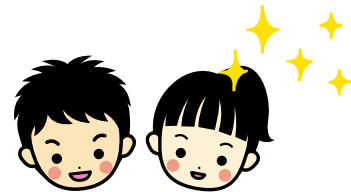
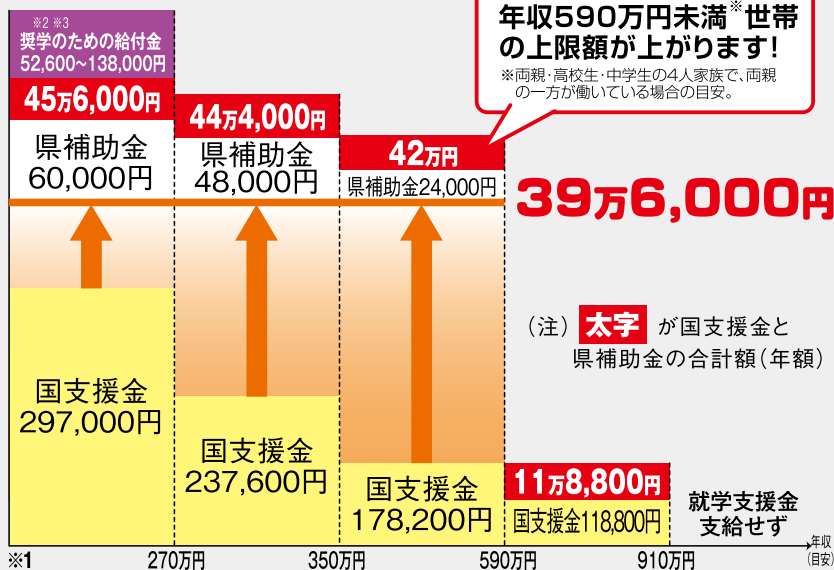
2020年4月から **私立高校授業料実質無償化** がスタートしています!

# 「私立高校が さらに身近に」

高等学校等就学支援金の制度が拡充され、  
所得制限はあるものの、実質無償化が推進され、  
私立高校がぐっと身近になっています。  
進学に当たっては、ぜひ私立高校をお選びください。

- ①国では「**就学支援金**」制度を拡充し、令和2年度から**最大で年額39万6,000円**が支給されます。
- ②さらに、岡山県では、生徒及び保護者が岡山県内に在住する場合は、学校納付金(授業料、施設整備費等)の減免を行う「**私立高等学校納付金減免補助金**」制度が設けられており、**最大で年額6万円**が交付されます。  
これらの助成金は一定の計算式で算定され、**各高校の授業料、学校納付金から差し引かれます**。  
なお、下の図は一応の目安となる世帯収入を示して表記しています。
- ③加えて、県の「**奨学のための給付金**」制度を合わせると、**最大で年額59万4,000円**の負担軽減になります。  
◆岡山県担当課：総務学事課(TEL:086-226-7198)  
※各私立高校の授業料・学校納付金の制度につきましては、各校にお問い合わせください。

令和2年度から



- ※1 世帯年収については、一応の目安であり、どの区分に該当するかは、6月分までは道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額、また7月分以降については、課税所得額を用いて計算した額により判断されます。
- ※2 年収270万円未満の世帯の高校生に対して、授業料以外の教育費として、年額5.26~13.8万円(※3参照)を支給する「奨学のための給付金」制度。(生活保護受給の有無、兄弟姉妹の状況等で判断)
- ※3 非課税世帯で第1子の高校生がいる世帯は10.35万円、非課税世帯かつ23歳未満の扶養されている兄(姉)がいる世帯では13.8万円支給されます。また、生活保護受給世帯の高校生には5.26万円が支給されます。

子どもを私立小中学校に通わせる世帯に  
年10万円が補助されます! (平成29年度~令和3年度)  
私立小中学校に通わせる子どもがいる年収約400万円未満の世帯の授業料負担を軽減するため、平成29年度から年10万円が国から補助されています。

